



法律豆知識

ペットに財産を遺せるのでしょうか？

「法律上、きちんとした形で、ペットに財産を遺したい。」と望む方が増えています。

はたして、ペットに財産を遺せるのでしょうか？

残念ながら、答えはNOです。「ペットは、法律上、人ではないため、相続人になれない。」から。

それなら、いっそ、「財産を遺したのと、ほぼ同じ。」と言えるような法的手段を取っておくのはどうでしょうか。

例えば、「この人！」と思える相手に、財産を譲る代わりにペットの面倒を見てもらう場合、遺言を活用した「負担付遺贈」、贈与契約を活用した「負担付贈与契約」があります。最近では、信託契約を活用した「民事信託」が専門家の注目を集めています。

ペットが安全に快適に生きていくために、お金はどうしても必要です。

法的手段を活用して、大切なペットを守るそなえを強くしませんか？

